

RIKEN BRC

生物遺伝資源譲渡同意書

_____ (以下「譲渡者」という。)と国立研究開発法人理化学研究所バイオリソース研究センター(以下「理研BRC」という。)とは、次の事項に同意する。

1. 理研BRCは、ライフサイエンスの分野における研究開発及びその実用化の発展のため、生物遺伝資源(バイオリソース)の譲渡を受け、これを収集・維持・保存・増殖・品質管理ならびに研究者に対する提供を行っている。本同意書は、譲渡者が理研BRCにリソース _____ (以下「本件リソース」という。)を譲渡するにあたっての相互の合意事項を定めるものである。
2. 譲渡者は、本件リソースを無償で理研BRCに譲渡する。この譲渡においては、知的財産権の移転が含まれる。理研BRCは、前項記載の目的のため、本件リソースについて、維持、保存、増殖、品質管理・向上を行い、研究者に対し提供を行うことができる。
3. 譲渡者は、本件リソースの譲渡にあたって、本件リソースの由来、特性並びに品質に関する正確な情報(特許、名古屋議定書に関する同意等を含む)を添付する。理研BRCは、本件リソースに関する情報を必要に応じて更新し、データベース等を介して広く公開することができる。
4. 譲渡者は、本件リソースに関し、本同意書の条件に従って、(1)理研BRCに譲渡する権限を有すること、(2)理研BRCが利用を希望する者(以下「利用者」という。)に対し本件リソースの提供を行うことができること、(3)当該利用者が本件リソースを使って研究開発することについて、いずれも法律上あるいは契約上なんら禁止ないし制限がないことを確認し、保証する。
5. 本件リソースの由来は以下のとおりである。
(該当する条項の□を■とする。)
 本件リソースは、譲渡者が開発したリソースである。
 他者が開発したリソースで本件リソースの譲渡にあたっては開発者の許可を得ている。
 本件リソースは、譲渡者が購入したものであるが、譲渡をすることについて制限を受けていない。
 その他(_____)
6. 理研BRCは、本件リソースを譲渡者が定める次の条件下で利用者へ提供する。
(該当する条項の□を■とする。)
以下の条件を付加する。(理研BRCは、付加された譲渡条件をカタログ及びホームページに提供条件として掲載する。)

利用者は、研究成果の公表にあたって譲渡者の指定する文献を引用する。

本件リソースに関する論文が未発表の場合は、「未発表」と記載し、譲渡者は論文発表後、その情報を理研 BRC に送付する。理研 BRC が譲渡者からの情報を受けて、初めて、引用指定論文として、本条件は付加されるものとする。

[指定論文名]

_____]

